

ウィリアム三世のシヴィル・リスト …議会主権と混合王政…

酒 井 重 喜

要 約

名誉革命は議会主権の確立の起点をなしたが、一方で、混合王政体制を維持した。議会は国王権力を制限するのに「財布の支配」が決定的な手段であるとみなし、国王は一定の財政的独立が憲法内に正当な地位を確保するうえで不可欠なものとした。ウィリアム三世治世に、この矛盾を解決するための新たな国王—議会関係の再構築がなされなければならなかった。再構築は、国王がシヴィル・リストについて「独立の収入」を確保し、戦費（平時と戦時双方を含む）と負債について議会が責任を負うという妥協によってなされた。この妥協によって、後期スチュアート朝の二人の国王が経常的軍事費と文政費双方に充てられる経常的収入を得ることで「専制化」した途が断たれ、一方でシヴィル・リストに限定されたとはいえ国王になお「独立の収入」が保証された。混合王政のこのような再構築によって名誉革命体制が用意された。

財政の中世的二元主義の命ずるところは、経常的支出は「国王私財」で賄い、非経常的支出は議会税によって賄うというものであった。前者が「国王自活原則」で、国王の独立を支え議会の政策的干渉を許さなかった。後者は議会の課税合意権によって政策的関与が行われた。経常的費用とは広義の文政費（王室費＋狭義の文政費）と平時的軍事費であり、非経常的費用は主として戦費であった。近世における経常費の膨張と「国王私財」の減価によって「国王自活原則」は維持困難となり、経常費を議会税で賄う要求が抑えがなくなった。しかし議会は憲法違反（臣民の所有権侵犯）のこの要求に頑なに抵抗した。そのため国王は、減価する旧来の「国王私財」の挽回増収を図る財政封建制を展開せざるを得なかった。チャールズ一世の親政期にそれが集中的に行われ、清教徒革命勃発の直接的契機となった。清教徒革命のなかで、財政封建制は批判されその基礎としての「国王私財」は大半が廃止されたり没収・売却をされた。内乱は事実上、家産国家のくりぬきをおこない、財源的に無産国家化を進めた。租税国家は、独自の財源をもたない無産国家であることと、それに代わる租税の承認権を有する議会の優位が

確立することがその二大特徴である。1660年からの復古王朝はすでに国王独自の財源を基本的に喪失して、事実において無産国家であり、経常的収入は関税・消費税・炉税を議会から生涯間（一部世襲的を含む）授与されることで保証された。折からの経済状況の好転は当初120万ポンドと算定された独自財源を大きく増大させ200万ポンド近くにまでした。ジェームズ二世は、これによって「議会への依存」を脱し専制君主化していった。それへの反発として名誉革命があった。新たに即位したウィリアム三世とメアリは繰り返しその独自財源の保証を議会に求めた。しかし九年戦争（1689～1697年）による戦費高騰は、経常的軍事費と戦時軍事費の境界を抹消し、独自財源中の経常的軍事費の優先的支出によって文政費は大きく圧迫された。国王の独自財源である「歳入 revenue」（経常的収入）は経常的軍事費と文政費からなっていたが、次第に経常的軍事費と文政費が分離し、独自財源は文政費（civil list シヴィル・リスト）のみとなっていた。文政費は、国王の権威の維持のために用いられ、また裁判官などの文官給与や大使館経費・機密費に用いられ、さらに「国王の影響力」を議会に及ぼす手段としても用いられた。それに対する批判は実に1780年代のエドモンド・バークを待たなければならなかった。名誉革命体制における文政費（シヴィル・リスト）は、国王による議会操作に用いられることがあったとは言え、経常的軍事費は含まれず、しかも財源は治世当初に議会が承認する租税からなっていた。租税国家の二つの要素である無産国家と議会主権の内、前者は清教徒革命によって事実上形成されており、後者も経常的収入の文政費への限定によって名誉革命によって基本的に確立した。

本稿は、レイタン E.A.Reitan の研究に拠って、ウィリアム三世治世下において経常的収入がシヴィル・リストへ限定される経緯を、租税国家確立の最終的局面として捉えていくことを課題としている。¹⁾

1) E.A.Reitan, 'From Revenue to Civil List, 1689-1702: The Revolution Settlement and the "Mixed and Balanced" Constitution', *Historical Journal*, xiii, 4 (1970). レイタンが主に依拠している資料は、Cobbett's *The Parliamentary History of England* (1809, rep. 1966), x [以下、PHと略記] と *Journal of the House of Commons* [以下、CJと略記] である。前者は熊本学園大学図書館所蔵のものがあり、後者はネット上で見ることができる。http://www.british-history.ac.uk/subject.asapx?subject6. レイタンからの引用は原典確認の上での孫引きである。邦語文献としてあげるべきは次の通りである。長谷田泰三『英国財政史研究』（1951年）第2章、第7章；金子利一「シビル、リストの憲法史的意義」『東北法学会雑誌』16（1966年）；同「シビル、リストの憲法史的考察-1-」『群馬大学教育学部紀要 人文社会科学編』16（1966年）；同「シビル、リストの憲法史的考察-2完-」『群馬大学教育学部紀要 人文社会科学編』17（1967年）；佐藤芳彦『近代イギリス予算制度成立史研究』（2013年）、第1部。レイタンのシヴィル・リストおよびE.バークに関する諸研究を上げれば次の通りである。'The Civil List in Eighteenth-Century British Politics: Parliamentary Supremacy versus the Independence of the Crown', *Historical Journal*, ix, 3 (1966)；'The Civil List, 1761-77: Problems of Finance and Administration', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, xlvii (1974)；'Edmund Burke and the Civil List, 1769-1782', *Burke Newsletter*, viii (1966).

一．後期スチュアート期の「歳入」(国王私財)

事実上無産国家化した復古王朝を名誉革命が倒して議会主権を確立し、もって租税国家の二大特徴が整うことになった。しかし今日に至ってもイギリスは、国王・貴族院・庶民院の混合・均衡体制をとっている。議会の優越と国王の独立をともに満足させ協働させる体制が外形的には維持されている。前期・後期スチュアート朝の諸王は、あるいは「国王私財」の増大策によって、あるいは終身的租税収入の著増によって、混合・均衡体制を破って専制君主化を図った。議会にとってそれを抑止する有効な手立ては、財政的手段(財布の支配)を措いてほかになかった。一方、国王にある程度の財政的独立がなければ均衡的混合王政はありえなかった。名誉革命の妥協は、国王には独自収入としてのシヴィル・リストを保証し、議会がすべての軍事費(および負債)について責任をとるというものであった。シヴィル・リストによる議会操作の余地は残したものの、それが著増して絶対君主化する途は断たれた。

王政復古後、チャールズ二世は、120万ポンドを生むと想定された「歳入」を得た。それは世襲的収入と生涯間収入とからなり、前者は王領地・世襲的消費税・郵便収入・その他からなり、後者は終身的関税と終身的消費税からなっていた。これらによっても所期の120万ポンドを上げることができず、補充のために1662年に炉税が新設された。²⁾それでも治世当初10年間はなお120万ポンドを上げることができなかった。国王はこの「歳入」によって文政費と經常的軍事費を賄わねばならなかった。「歳入」を構成する消費税・関税・炉税は生涯間授与であったとは言え議会が承認した税であった。しかしこれら三大間接税が「歳入」(=国王私財)と見なされ、その運用は国王の自由裁量権によっており議会の容喙は許されなかった。世襲的と生涯間の違いはあっても双方とも議会が承認した租税であったが、即位時にそれが「歳入」として承認された後は治世を通して議会の統制を超えるものであった。ここに古来の「国王自活原則」が名残としてなお厳然と生きていたのである。チャールズ二世治下に、「歳入」運用における国王裁量権に対して議会から批判がなされ、議会による「財布の支配」の試みがなされたが、見るべき成果を上げ得なかった。1666年に、議会が「歳入」運用に対する会計監査委員会の設置を求めた時も、受け入れられなかった。ただ、1667年に第二次英蘭戦争の戦費に対する会計監査委員会の設置がなされた際、当然監査の対象となる議会的供与だけでなく、本

2) M.Thomson, *A Constitutional History of England, 1642-1801* (1938), pp.94-5 ; *English Historical Documents: VIII, 1660-1714*, ed. Andrew Browning (1953), pp.273-4. 炉税の新設および徴収過程について次を参照。C.D. Chandaman, *The English Public Revenue 1660-1688* (1975), ch.III. 酒井重喜『近代イギリス財政史研究』(1989年)、第3章。

来監査の対象外であった「歳入」からの軍事費支出も監査対象になることが認められた。³⁾ 「歳入」に対する国王の裁量権が危うくなるのは、それが不足を来し補充を議会に求めた時である。国王即位時に定めた「歳入」の自由裁量はよしとしても、追加分に対しては議会の統制が及ぶものと考えられた。ただ、1680年以降、復古王朝期の経済状況は好転し、「歳入」は既定額の120万ポンドの水準に達しさらにそれを超えたため、議会による追加補充に頼ることなく「国王の独立性」は強固なものになった。⁴⁾

王弟の旧教徒ヨーク公の王位継承を阻止する排斥法案が貴族院で否決され、1685年にジェームズ二世が即位し、新王は布告を発して前王チャールズ二世の「歳入」の徴収継続をはかった。その中にはチャールズ二世に生涯限りで付与された関税・消費税もあったが、かまわず徴収を続けた。ジョン・イーヴリンは、「大半の裁判官は、王（ジェームズ二世）は関税の徴収をなしうろという見解を示したが、4名の裁判官は国王（チャールズ二世）の生涯限りと定めた議会法に違反すると考えた」と述べている。⁵⁾ 期限が切れた関税の徴収を議会の合意なく継続することに疑義を唱えた二人の関税委員が、そのために解任された。ジェームズ二世は自ら召集した議会に対して生涯間の「歳入」を改めて認めるよう要求した。その際「議会を頻繁に開こうとして供与（feede & supply）を短期間（from time to time only）に限るのをよしとするものは王に対するに不適切な作法である」と述べた。⁶⁾ この圧力に押されて議会はジェームズ二世にチャールズ二世と同様の「歳入」を承認するとともに短期的追加関税をも授与した。⁷⁾ 経済状況が好転しチャールズ二世から受け継いだ「歳入」と追加的関税の収益は大きく増え190万ポンドを超えるまでになった。⁸⁾

3) 1663年、チャールズ二世の「歳入」増加の要請を拒否した議会は供与の提供には応じた。その際、「歳入」の用途・割当を明確化するようにとの議会提案をクラレンドン(エドワード・ハイド)とサウサンプトン(トーマス・リズリ)は退けた。D.T. Witcombe, *Charles II and Cavalier House of Commons, 1663-1674* (1966), pp.15,17,52-3,76.

4) Witcombe, *ibid.*, pp.104,125.チャールズ二世治下の大蔵卿ダンビィは、国王の財政的独立の維持の重要性を説きそれを「歳入」改善と経常支出の制限によることを説いていた。ただ1673年に「歳入」増収策がとられたが成果を見なかった。A.Browning, *Thomas Osborne, Earl of Danby and Duke of Leeds, 1632-1712* (1944), ii, pp.62-72; Chandaman, *op.cit.*, pp.233-43.ウィッグのウィリアム・サッチェヴェレルは「フランス3部会 States of Franceは、次の議会までのあいだ、緊急時に課税する権限を国王に与えた。かくして議会は二度と開かれなかった」と述べた。Browning, *op.cit.*, i, pp.281-2.

5) 「歳入」徴収継続の布告について。English Historical Documents, VIII, 1660-1714, pp.274-5, 296-7. G.Burnet, *History of His Own Time*, v.3, p.9.前王の終身関税の継続に4人の裁判官についてのイーヴリンの指摘について次を参照。Diary of John Evelyn, ed. E.S.DeBeer (1959), p.794.

6) *ibid.*, p.809.

7) Reitan, 'From Revenue to Civil List', p.572.この時、チャールズ二世が1663年にジェームズに授与した郵便収入も満額新王に与えられている。バーネットは新王に「歳入」を授与する寛大さと性急さに不満をもった。cf.Chandaman, *op.cit.*, p.257.

8) *CJ*, x, pp.37-8; English Historical Documents, VIII, p.335.

二. ウィリアム三世の「歳入」(1); 暫定議会第1会期(1689年1月22日～1689年8月20日)

ウィリアム三世は即位時に、自らの即位が法的に揺るぎのないものと確信し、チャールズ二世とジェームズ二世と同等の「歳入」を得るものと期待した。しかしウィリアム三世は、逃亡した前王が存命であったため、生涯自らの王位に対する猜疑と抵抗から免れることはなかった。ウィッグはかつての排斥法案(カトリック国王の排除)をめぐる騒動から王位への警戒心を緩めず、トーリは信仰自由令(カトリック容認)の度重なる公布による混乱の経験から王位自体への不信感を払拭してはいなかった。⁹⁾ ウィリアム三世は、国内では即位自体の正統性に対する疑念に苦慮し、また国外ではフランスの膨張主義に抵抗するヨーロッパ的自由のリーダーとして種々の困難(九年戦争遂行)を乗り越えなければならなかった。こうしたなかでウィリアム三世は議会に自らの財政基盤の確定を求めたのである。

1688年、デヴォンシャーのトーバイに上陸したオレンジ公ウィリアムは、暫定議会に先行して面会した国内有力者から、公的歳入の管理を含む統治全般について責任を負うよう要請された。ウィリアムはこの要請を受け入れ、「現下の情勢が求める最も適切な用途に公的歳入を充てるよう細心の注意を払う」と応えた。さらにジェームズ二世の王室職員を解雇し、「歳入」徴収を混乱なく継続し、「歳入」を担保とする借入を始め、関税役人からカトリック教徒を除くよう命じた。¹⁰⁾ 翌89年1月22日に、暫定議会は、あらためてウィリアムに対して「公的歳入の管理」を含む統治の受任を求めた。¹¹⁾ そこで新たな「歳入」の公式の議決はされなかったものの、前王の「歳入」徴収は止められることなく続けられた。

暫定議会において、ウィリアム三世の「歳入」確定は、その権原問題と関連する最重要課題であったが、議会が挙って新王への忠誠と支持を表明することはなかった。W. サッチェヴェレルは、すでに革命前に国王の財政的独立の危険性を取り上げて次のように述べていた。「(復古王朝において) 議会はあまりにも勇み足をした。わずかな苦情の救済の見返りに(宮廷は)あまりにも多額の資金を得たため(宮廷は) 貴兄らなしでやっていった。」名誉革命の暫定議会でも、サッチェヴェレルは議会が定期的にかかれることを強く求め「議会の必要としないほど『歳入』が莫大にならなければ(議会は) 任意に解散 kicked out されるようなことはない」と述べ、議会の頻繁な召集を保証するためには、「歳入」が膨大にならないように警戒すべき

9) 浜林正夫『イギリス名誉革命史』2章2節、3章2節。

10) *PH*, v, p.23; *CJ*, x, p.7; S.Baxter, *The Development of the Treasury, 1660-1702* (1957), pp.92-3.

11) 注(4)参照。 *CJ*, x, p.12.

であると説いた。¹²⁾ 一方、国王支持派のW. ハーボードは、財政問題を王位継承の正統性論議から切り離しウィリアム三世の「歳入」の事実上の確保を優先させるべきとした。「貴兄らは政府運営の確実な保証を持っている。」「すべての歳入は貴兄らの手中にあり、前国王のもとにあったものを、貴兄らはそれを取り戻すことができる。(しかし) 貴兄らが王位につけた者(ウィリアム三世)は『歳入』なしで政府を支えていくことができようか。貴兄らが思案している間にすべてが失われてしまう。』¹³⁾ ハーボードのこの意見を議会は受け入れて、とりあえずジェームズ二世の「歳入」をそのまま継続し、それを終結してウィリアムのために新規の「歳入」を正式に議決することは先延ばしにした。暫定議会は当面、新王に対する新たな財政措置を行わず、前王の「歳入」をそのまま徴収することを容認した。これは、王位は空位か継続しているかの暫定議会の主要な憲法問題と無縁ではあり得なかった。ハーボードは、王位は空位でウィリアムが新王となるべきであるが、新王を支えるべき財政は新規に議会が設定するのではなくジェームズ二世の「歳入」をそのまま引き継ぐべきであると、法理より現実を優先させる考えをもっていた。そのためにハーボードは新規の財政措置を先延ばしにするよう提案したのである。王位の交替は前王の「生涯間歳入」の終結を意味し新たな国王のための「生涯間歳入」の議決をすべきであり、前国王の「歳入」の直接的継続は憲法的に矛盾している。しかし、ウィリアムとメアリは1689年2月13日に王位を受け入れ、受任した統治を確かなものにするために前王の「歳入」の時を置かぬ直接的継承がなされたのである。しかも前王の「歳入」は「危険なまでに大きなもので」新王の統治をよく支えるものと思われた。ただ、即位1年にして対仏九年戦争(89年5月～)とアイルランド征討(89年8月～)の戦役が始まり、その豊かな「歳入」は一気に消尽することになる。¹⁴⁾

ウィリアムとメアリの即位後、1689年2月23日に、暫定議会(Convention)は正式の議会(Parliament)になり、この議会に対しウィリアムは、前王の「歳入」の直接的継承は姑息なものであり即位後直ちに自らの「歳入」の確定を強く望み、「国王の歳入がなければ、国王の

12) *PH*,v,pp.55.

13) *PH*,v,pp.57-8.

14) 89年1月28日の庶民院決議は、ジェームズ二世は国王と国民の原始契約を破り、国制を転覆し、基本法を侵害し、王国から立ち去り、統治を放棄し、よって王位は空位である、とした。これに反発するものから、ジェームズの王位を認めたくてオレンジ公ウィリアムを摂政にする案が出されたが、貴族院で僅差で否決された。浜林、前掲書、187頁。摂政説 regency doctrineは、王位の連続と歳入の継続、すなわち国王ジェームズの王位維持と摂政ウィリアムによる統治のための財政をともに満足させるものではあった。しかしこの摂政説は議会で否定され、本文の通りハーボードの考える王位交替と歳入継続がとりあえず実現した。H.Horwitz, 'Revolution Politics': *The Career of Daniel Finch, Second Earl of Nottingham, 1647-1730* (1968), pp.75-7.

称号はたんなる称号に過ぎない」と訴えた。¹⁵⁾しかし、議会の動きは鈍かった。ウィリアムには確かに、前王ジェームズ二世の「歳入」が取得されていたが、これはあくまで暫定的なもので、終身的な財政確定を王は望んだ。終身的財政確定は、統治を支えるとともに新王としての権原の正統性を確証するものであった。庶民院は歳入問題を取り上げたが、3月11日に、既定の「歳入」の徴収を6月24日まで延長することを決めただけであった。¹⁶⁾ハリファックスは「彼ら(庶民院)のやり方は彼(ウィリアム三世)の胃袋を煮え繰り返させ、時に彼らに対する気持ちを爆発させることを禁じえなかった」と新王の憤懣を述べている。¹⁷⁾6月28日に、ウィリアムは再度「朕のためにふさわしい歳入を確定するよう」求めたが、議会はこれに即応せず、ただ既定の「歳入」の徴収をさらに12月25日まで延長しただけであった。¹⁸⁾7月になって、財政問題の審議を進める議会に、メアリ二世の妹アンへの割当金増額の問題が持ち込まれて論議が紛糾し、「歳入」確定は一層停滞した。¹⁹⁾ハリファックスはこの事態について次のように述べている。「彼(ウィリアム三世)の従者(議員)が彼の歳入を妨害している。」「歳入がひとたび確定すれば彼自らの政策を実行するであろう。議会はこのことを懸念している。」新王ウィリアムは議会から絶大な信頼を得ていたのではなく、独自の「歳入」がジェームズ二世のごとく専制君主化することへの議会側の危惧は消え去ることはなく、新王の財政確定は遅滞した。

ウィリアム三世の「歳入」確定を遅らせたのは、こうした憲法的根本問題に加え、行政府の構成がトーリとウィッグの均衡人事で、大蔵委員会も同様で内部不和を抱えしかも財政運営に未熟で能動的な機能を果たしえなかったという切実な事情もあり、従前通りの徴収を続ける方が新措置立案より安易で無難であった。²⁰⁾

前王ジェームズ二世の「歳入」の徴収がそのまま続けられたのは、まずは、統治を引き継いだ新王を支える当面の財源が不可欠であるという実際的要請によるものであった。また、ウィリアム摂政(regency)説に見られる、ジェームズ二世はイギリスを離れたとはいえ存命であ

15) バーネットは、ウィリアムの歳入に対する要求について次のように述べている。「彼は、国王の歳入が生涯にわたって与えられることを熱望していることを表明した。それがなされるまで彼は国王ではなく、それがなければ国王の称号はたんなる飾りである。…彼は時として、それがなされなければ空虚な名称をとどめることも保持することもないと言った。彼は私に、国王政府と同時に社会 commonwealth の価値を理解していると語ったことがある。ただ、最悪の政府は、富と権力のない国王の政府であることを彼は確信していた。」Reitan, 'From Revenue to Civil List', p.575.

16) *CJ*, x, p.46. 長谷田、前掲書 56頁。

17) Reitan, 'From Revenue to Civil List', p.574.

18) *CJ*, x, p.200. 長谷田、前掲書 55頁。

19) *CJ*, x, p.258. アン女王即位後のシヴィル・リストについて次を参照。佐藤『予算制度』169-70頁。

20) 浜林、前掲書 252頁。S.B.Baxter, *William III and the Defense of European Liberty 1650-1702* (1966), p.250.

りその「歳入」は存続しているという法理的見方がなお勢力をもっていたことが、新王への新たな財政措置を逡巡させた。さらに上に述べたように、新たな行政府とりわけ大蔵委員会が未熟と内部不和で十分に機能しなかったこともその要因であった。こうした様々な理由からウィリアム三世の財政確定は遅滞したが、これを好機とする者がいた。ウィッグ系はさらなる王権制限と議会優位の憲法的保証を、トーリ系はさらなる国教会の保護を、ともに「歳入」確定を質にとって確かなものにしようとした。²¹⁾

機能を果たさぬ大蔵委員会の下でその不備を下位の財務官が補なった。財務府会計官ロバート・ハワードや王室監査官トマス・ウォートンらである。ロバート・ハワードは議会から詳細な財務報告を命じられ、さらにジェームズ二世の「歳入」はなお存続しているかという重要な論点の検討を始めた。²²⁾ ウィリアム撰政説に組するものは、ジェームズ二世は存命であり、彼の生涯間与えられた「歳入」はたとえウィリアム三世が現実に運用しているとしてもなおジェームズのものとして存続していると主張し、新たな「歳入」確定は不要であるとした。しかし議会はかかる撰政説を退け、新王の財政措置は未決定であるとし、「歳入」確定の必要を認めていよいよその検討を開始した。²³⁾

ウィリアム三世に対して新たな「歳入」確定を行うことが認められたが、それが従来通り生涯間とされるかあるいは数カ年間とされるかが改めて問われた。ジョン・ローサーは、生涯間「歳入」を弁護して次のように述べた。「国王を信頼することが必要かどうか貴兄らに考えてもらいたい。国王が議会を頻繁に召集することは疑いえない。彼が議会を召集しないような気質であれば、私は彼に命と財を賭けたりはしない。」²⁴⁾ ローサーのように国王に信を置くべきと直截に述べる議員もいたが、国王の財政的独立が議会召集をなからしめるという懸念は、トーリとウィッグの別なく、広く抱かれていた。とくにウィッグは、この懸念から「歳入」は生涯間ではなく数カ年にすべきと主張した。ジョン・バーチは、「われわれの最大の不幸はジェームズ国王に3カ年ごとでなく生涯間の(「歳入」)を与えたことであった」と述べている。²⁵⁾ トーリ

21) Reitan, 'From Revenue to Civil List', p.575.

22) *PH*, v, pp138,144,45,147, *CJ*, x, p.36.

23) 1689年議会のこの決断は名誉革命の思想の鮮明な表白であるが、実際的な利害の圧迫も働いていた。「歳入」には地位や年金の下賜や銀行家負債返済などの請求権を持つものが、不在の国王の「歳入」ではなく新国王の「歳入」確定をことのほか求めたのである。銀行家負債は1672年の「国庫支払い停止」によるもので、その返済は「歳入」中の世襲的消費税から充当されることになっていたが、それは「歳入」の新確定を紛糾させた。銀行家債務に次を参照。長谷田、前掲書、189頁以下、浜林、前掲書上巻、78頁、金子、前掲稿、16頁、船場正富『イギリス公信用史の研究』(1971年)、41頁、仙田左千夫『イギリス公債制度発達史論』120-4頁。Chandaman, *op.cit.*, pp.223-34.

24) *PH*, v, p.146.

25) *PH*, v, p.143.

はウィッグとは違って、生涯間（終身 permanent）の「歳入」を原則として受け入れたうえで、その額を低く抑えて国王の議会依存を確かなものにしようとした。トーリのエドワード・シーモアやトマス・クラージスらは、ウィリアムへの新たな終身の「歳入」の確定をなお引き延ばし、既存の「歳入」の徴収を黙認しつつ、この「歳入」が財政的困窮をきたすに至った時に、「歳入」確定を行うべきとした。シーモアは、次のように言っている。「われわれが国王に設定したものが過大にならぬよう議会で警告を發し、「国王を支えるのに十分なことをするが過度になってはいけない。我々の不幸はわれわれの気前の良さからくる。もし（ジェームズ二世が）貴兄らから気前の良さを受けていなければ、彼がやったようなことはしなかったであろう。」こう言ったうえで、過度ではない「歳入」額がどれくらいかを調査すべきとした。²⁶⁾ クラージスは、「『歳入』は政府の命であり、注意しなければならず、これまでの二人の王の治世を考えなければならない。」と言い、終身の財政確定を急がず、国王の政策からどれくらいの財政需要があるか見定めてからにすべきとした。²⁷⁾ このように「歳入」確定の必要を認めつつも、事実上なおその引き延ばしをすることで、ウィッグとトーリは共通していた。

国王は 1689 年 3 月 8 日に、再度、「歳入」確定を議会で要請した。オランダに負担させたウィリアムの遠征費用の返済、フランスと対戦する艦隊の維持、アイルランド征討費、などの資金需要を訴え、これらのための収入が議会の監査を超える「歳入」として認められるよう求めた。²⁸⁾ しかし、国王の財政問題のスポークスマンであるローサーとハワードは、既存の「歳入」の延長しか議会で要求しなかった。新たな「歳入」を確定するために、既定の「歳入」をめぐる収支実態を検証し、非効率な財政管理を正し、国王の経常的必要額を決定するだけの時間的余裕が必要であるとした。国王スポークスマンの見解は、庶民院で直ちに受け入れられ、上述の通り、既存の「歳入」の徴収が 6 月 24 日まで延長された。²⁹⁾ しかし、ウィリアム三世の「歳入」として、ジェームズ二世のものをそのままいつまでも続けることはできなかった。新規の「歳入」確定をする場合まず問題になるのはその額で、1689 年 3 月 20 日に、ロバート・ハワードはジェームズ二世の「歳入」からの支出会計を調べ、それが平均年額 1,699,363 ポンドであることを示した。³⁰⁾ 文政費と経常的軍事費の二つの費目の関係に論議が集中した。そこで文政費

26) *PH*, v, p.147.

27) *PH*, v, p.146.

28) *CJ*, x, pp.44-5.

29) *PH*, v, p. 175. 裁判官の給与は既存の「歳入」中の世襲的消费税から支払われており、二人の裁判官は既存の「歳入」は失効しておらずわざわざ議会が徴収延長を決める必要はないと主張した。

30) *CJ*, x, p.55. ジェームズ二世の支出はチャールズ二世のそれに比して、陸軍への支出が £30 万から £60 万に増大していた。

は、経常的軍事費に比べその必要性が容易に合意が得られるはずのもであった。しかし、サッチェヴェレルはチャールズ二世の文政費の浪費を基準にすべきでないと指摘し、ヘンリ・ケイベル（議員、大蔵省長官）は文政費内の諜報費は不要であるとの意見を出した。³¹⁾ 逆に、クリストファー・マスグレイブは、「歳入」は文政費と経常的軍事費との一定の固定額を含むだけの大きさでなければならず、「イングランドはある程度の常備軍なしではやっていけない。」と主張した。³²⁾ これに対して、サッチェヴェレルは、文政費（the cost of the civil government）のための終身的「歳入」を議決することは良いが、軍事費は国王の終身的経費（constant Charge）に含まれるべきでないと主張した。³³⁾ これに対して、クラージスは、そもそも文政費と軍事費の区別は無用であり、「ある額の『歳入』（a certain sum for the Revenue）に合意しその支出については口を出さずそれを国王に委ねるのが最も公正なやり方である」と主張した。³⁴⁾

3月20日のこうした議論を受けて、庶民院はウィリアム三世に対する「歳入」は年120万ポンドにすべきと議決した。³⁵⁾ ここにジェームズ二世からウィリアム三世への財政上の断絶が始められたと言える。議会は、この「歳入」の配分に取りかかった。「歳入」管理は国王の裁量であるはずであるのに、議会がその詳細な会計報告を得て経費分配を行った。文政費は比較的可変の少ないものであり伝統的な年60万ポンドを議会は承認した。これはその後シヴィル・リストと呼ばれるようになるものでここから年金や文官給与や狭義の王室費が支給された。³⁶⁾ 総額から文政費の60万ポンドを差し引いた同額の60万ポンドが経常的（平時的）軍事費となった。庶民院は、これを次のように配分した。海軍（年額£366,080）、陸軍（年額£200,000）、軍備部（年額£22,600、計£588,680）。³⁷⁾ 議会が「歳入」額とその配分を決めるのは伝統に違背する干渉的容喙であった。ただし、議会のこれらの決定はあくまで仮定的なもので公式に立法化されなかった。事実、ウィリアム三世は議会の決定を意に介さず、120万ポンドを超える既存のジェームズ二世の「歳入」の徴収を続け、120万ポンドという額を受け入れる意思を示さなかった。³⁸⁾ 対フランスと対アイルランドの戦役遂行のための経常的軍事費60万ポンドと

31) *PH*, v, pp.191-2.

32) *PH*, v, p.193.

33) *PH*, v, pp.191-2.

34) *PH*, v, pp.192-3.

35) *CJ*, x, p. 56.

36) *CJ*, x, p. 106.

37) *CJ*, x, p. 80. 佐藤、前掲書、90-7頁。委員会報告では、平時軍事費は年£736,930が必要とされていたが、庶民院はこれを否認し本文どおり£588,680とした。

38) *CJ*, x, pp. 37-8. ウィリアム三世がその徴収を続けていたジェームズ二世の「歳入」は1689年の報告で£

いう議会の意向は全く顧みられなかった。ただシヴィル・リスト 60 万ポンドは受け入れられた。

先述の通り 6 月 28 日にウィリアム三世は庶民院に対して供与を求め「王自身に相応しい歳入が用意される」必要を説いた。³⁹⁾ 庶民院の反応は鈍く、7 月 12 日まで「歳入」確定を進めることがなかった。その日、国王はメッセージを送りつけ、「歳入」確定を冬の会期まで先伸ばすよう通告した。⁴⁰⁾ 先王ジェームズ二世の既存収入は増大しており議会が示す 120 万ポンドを大きく上回っていたためその額に不満を示すためであったかもしれない。これに対して庶民院は突如反応し、7 月 15 日に、「歳入」120 万ポンド、文政費と経常的軍事費がそれぞれ 60 万ポンドというさきの仮決定を立法化する法案（「歳入」確定法案）を用意し第一読会にかけた。⁴¹⁾ この法案審議が始まると直ちに、「歳入」に対する各種債権者から支払い要請が出された。銀行家債務 banker's debt の返済要求やチャールズ二世の王室従者への未払い金支給などが、新たに決められるべき「歳入」からの支払を待ち構えていた。⁴²⁾ また先述のアン王女への独自の割当金を議決に持ち込もうとする動きも議論を紛糾させた。⁴³⁾ この時、「歳入」問題の先延ばしを示唆したウィリアム三世は、オランダに負担させたイギリスへの遠征費用の返済を議会に求めた。これが認められると、議会は休会し、「歳入」設定の正式議決はなされないままであった。⁴⁴⁾

三. ウィリアム三世の「歳入」(2); 暫定議会第2会期(1689年10月19日～1690年1月27日)

暫定議会第2会期が1689年10月19日に始まり、ウィリアム三世は、対フランス戦争とアイルランド征討のための財政支援を議会に求めた。しかし、「歳入」確定については触れなかった。「歳入」についてはここで問題化せず先王収入の継続をなお黙認する姿勢を示した。⁴⁵⁾ 議

1,916,436であったが、これからウィリアム三世が放棄した炉税の£20万が差し引かれなければならない。しかし、大蔵省の計算では、1689年の「歳入」収益はわずか£1,550,000であった。

39) *CJ*,x,p.200.

40) *CJ*,x,p.215.

41) *CJ*,x,p.220.

42) *CJ*,x,pp.225-34. 銀行家負債について注(23) 参照。

43) *CJ*,x,p.259.

44) *CJ*,x,p.271. オランダへの負債とは、ウィリアムの 1688 年 11 月の出撃に 15,000 の兵員が用意されたその費用の弁済を指しているものと思われる。浜林、前掲書、178 頁。

45) *CJ*,x,p.271. ウィリアム三世にとって、フランスの膨張主義との戦いは生涯の課題であり、ジェームズ二世を擁するアイルランドはイギリス国王として即位を直接脅かすものであり、この両面の戦役は、国王の権威を維持する「独立の収入」の要求と軽重の差を付け難いものであったと思われる。事実、「歳

会は、戦争と征討の支援をする姿勢を示して200万ポンドの議会供与を議決し、「歳入」について逆に黙過せず、行政府に（1688年12月28日から1689年9月29日までの）「歳入」の収支報告と次年度の支出見積（予算）の提出を求めた。これは議会在「歳入」問題に警戒的関与をする意思の表れである。⁴⁶⁾ 1月2日の戦費用200万ポンドの供与承認には、「公的『歳入』に追加されるべきものとして」という文言が付記されていた。⁴⁷⁾ 国王の外交戦争政策の費用は、まず、「歳入」から、次いで、議会的供与から支弁されるべきである趣意がこの付記に込められている。国王が「歳入」問題に言及せず戦費支援を求めたのに対して、ウィッグが優勢な議会は、「歳入」問題に対する警戒心を忘れなかった。200万ポンドの戦費協力を示しながら、他方でここに見られるのは、「(国王がひとたび『歳入』を得るとその統治において専制的になろう・・・(国王は)困窮や困難から抜け出すやいなや国王大権を拡張するであろう」というウィッグ特有の警戒感であるとバーネットは改めて指摘している。⁴⁸⁾ 議院内ウィッグと国王の関係は冷えていた。またトーリも決して友好的ではなかった。トーリは、「歳入」を生涯間承認することには同意していたが、クラージズのようにそれは可能な限り戦費負担をすべきであるとするものもいた。終身の「歳入」は認めてもその増大には反対し、文政費は60万ポンド以下に抑えられ、しかも可能な限り公的目的＝戦費に回されることを主張した。⁴⁹⁾ さらに、トーリは、アン女王割当金を「歳入」から独立して別途議決する動きに賛同したため、国王との関係が一段と冷却した。バーチ、サッチェヴェレル、フォリーなどの地方派ウィッグとシーモア、クラージズら地方派トーリは、「歳入」問題で近い関係にあった。⁵⁰⁾ 1689年12月になって、議会は「歳入」問題を取り上げ、「歳入」の会計に介入して監査する委員会の任命をした。これは、その後、議会による財政統制の中心的役割を果たすことになる一連の会計監査委員会(Commissions of Accounts)の嚆矢をなすものであった。⁵¹⁾ また、既定の「歳入」の徴収継続を1年間認める法案が通過したことは、議会内の「生涯間歳入」に反対するものを満足させ、「独立の歳入」という原則を浸蝕するものであった。⁵²⁾ 「独立の歳入」原則を浸蝕する動きは、トーリからもなされた。アン女王割当金(Anne's allowance)に議会的供与を当てよ

入)の中の文政費の戦費への流用(戦費借入の担保化)を進んで黙許している。

46) *CJ*, pp.272-3.

47) *CJ*, p.279.

48) Reitan, 'From Revenue to Civil List', p.579.

49) *PH*, v, p.436.

50) ウィッグ・トーリ軸とコート・カントリ軸の交錯について、浜林、前掲書下巻、259-66頁。

51) *CJ*, p.309. cf., Downie, J.A., 'The Commission of Public Accounts and the formation of the country party', *EHR*, 91-358(1976).

52) *CJ*, p.300. 長谷田、前掲書、56頁。

うとしたのもその一つである。従来、アン王女の割当金はジェームズ二世が開封勅許状によって「歳入」内の世襲的収入である郵便収入から年3万ポンドの授与をするものであった。開封勅許状は、国王が種々の特権を国璽を付して許与する書状でありまさしく国王大権を象徴するものであった。それを議会的供与によってなそうとしたのである。アンを支持するトーリは、ジェームズから与えられていた郵便収入からの年3万ポンドの割当金を既得権として確認するとともにその年7万ポンドへの増額を議会に認めるよう求めた。ウィリアム三世はこれを国王大権への侵害であると非難し、ウィッグ（ハムデン、トレビイ、バーチ、フォリー、ケイペル）も、トーリ（シーモア、クラージス、フィンチ、ゴドルフィン）の要求は国王への侮辱であると批判するとともに、王家の者への新たな議会的供与はそれが自由裁量のものになってしまうことにも警戒した。しかし、事実としてトーリ内アン支持派の要求は減額の上承認された。議会は、さきの「歳入」徴収延長法案のなかに、ジェームズ二世から授与されていた割当金の権利の有効性を認める条項を入れ、ウィリアム三世は、終身の消費税から年2万ポンドの追加を与えることを玉璽でもって承認した。自らの意思でアン割当金の増額を認めることで国王大権の面子を保った。⁵³⁾

アン割当金問題では国王大権の面目を瀬戸際で保ったが、全体として暫定議会は、財政における議会優位の確立に向かって大きな歩を進めたといえる。議会は「歳入」の収支明細書の提出を求めてその査定・検証を行い、また国王の「歳入」から支払われるべき費目であったアン王女割当金の一部を、直接議会的供与から支払うよう策動した。議会を超越した「独立の歳入」という原則への揺さ振りは止むことがなかった。

53) *PH*v, p.492; *CJ*.x, pp.312,316,319; *Calendar of Treasury Books*, introduction to Vols.IX, pt.i, p.cix.

四. ウィリアム三世の「歳入」；第1議会（1690年3月21日～95年10月）⁵⁴⁾

ウィリアム三世第1議会が1690年3月21日に開会され、この時は国王は「歳入」の確定を求め、腹心のジョン・ローサーが大蔵委員会の主導を任された。国王は、「貴兄らが他のことに近年示したのと同様の配慮を朕の手中にある君主制の名誉と権威に対して向けるであろうことを朕は疑わない。」と訴えた。⁵⁵⁾ 他のこととは、アイルランド征討と対フランス戦争のことである。国王と議会の双方ともこの二つの戦役が主要関心事であった。そのための財政的裏付けには、「歳入」問題が切り離せなかった。「歳入」確定と戦費調達を急ぐ国王は、ここで重大な譲歩を行った。確定される「歳入」を、アイルランドでの戦費借入の基金とすることを提示したのである。本来その用途については議会が関与できない「歳入」について、アイルランド戦役のための借入に用いるという用途指定を明示するという譲歩をしてその確定を迫った。議会へのこの譲歩は明らかに国王大権の毀損であった。国王は譲れない戦費調達のために自らその独立性を犠牲にしたのである。かくして4月1日、即位後1年2か月を経てようやく新国王のための「歳入」が承認された。しかしその「歳入」は、それまでの議会での論議によって旧来のものから大き

54) ウィリアム三世の議会(暫定議会を除く)は1690年から1702年まで5回召集され、計13回の会期がもたれた。第一議会第1会期と第四議会を例外として、他の会期はすべて10月~12月に始められ翌年の3月~5月に終わっている。議国会期と予算制度の確定について、佐藤、前掲書、84頁参照。以下、ウィリアム3世期の議国会期を示しておく。

暫定議会

- 第1会期 1689年1月~8月(2月、ウィリアムとメアリ即位)
- 第2会期 1689年10月~1690年1月(議会解散)

第一議会

- 第1会期 1690年3月~5月
- 第2会期 1690年10月~1691年1月
- 第3会期 1691年10月~1692年2月
- 第4会期 1692年11月~1693年4月
- 第5会期 1693年11月~1694年4月
- 第6会期 1694年11月~1695年5月(1695年10月議会解散)

第二議会

- 第1会期 1695年11月~1696年4月
- 第2会期 1696年10月~1697年4月
- 第3会期 1697年12月~1698年7月(議会解散)

第三議会

- 第1会期 1698年12月~1699年5月
- 第2会期 1699年11月~1700年4月(1700年12月議会解散)
- 第四議会 1701年2月~1701年6月(1701年11月議会解散)
- 第五議会 1701年12月~1702年5月(1702年3月ウィリアム他界)

(アン女王第1議会 1702年10月~1703年2月)

55) *CJ*, x, p.349.

く変容したものであった。多すぎる「歳入」は議会を不要化する（フォリー）⁵⁶⁾。「生涯間歳入 Revenue for lives」を認めることで邪悪な国王や大臣が掣肘不能となる（オースティン）⁵⁷⁾。多額の「終身的歳入 standing Revenue」は平時には危険な常備軍 a Standing Army を可能とする（トンプソン）⁵⁸⁾。こうしたウィッグ系の警戒論は新「歳入」確定に強い影響を与えた。シーモアやクラージスらトリーも、「歳入」は可能な限り戦費に向けられるべきで、文政費の不足は議会ではなく行政府内部で補填すべきであると主張した。⁵⁹⁾

ウィリアム三世が長らく待ち望んだ自身の「歳入」が、やっと新設されることになったが、上のような議会の越権的意見が、「歳入」確定に大きく反映された。国王大権を毀損する種々の条件が付帯され、独立的「歳入」というにはほど遠いものとなった。しかも戦争遂行の切迫性が国王に譲歩を迫り議会の大権浸蝕に宥和的姿勢をとらせた。それでも国王と議会の鞘当ては王位の独立と戦争遂行を巡って止むことはなかった。新たな「歳入」のうち世襲的収入（世襲的消費税、郵便収入、王領地）を国王に与える法案が議決されたが、世襲的収入は王位に付属するもので本来議会の法律を必要としないものであるとしてウィリアムはこの法案を承認せず廃案となった。廃案となったこの法案には「(世襲的歳入は) 国王によって譲渡されてはならず、今後下賜されて(「歳入」の) 負担になってはならない。」という条項が盛り込まれていた。⁶⁰⁾ 不発に終わったもののこの条項は、国王の用途裁量権を犯し議会在がそれに枠をはめる越権的容喙の姿勢をよく示している。次に、「歳入」として生涯間消費税と4年限りの関税が、90年4月23日に議会によって承認された。4年限りの関税の承認は、全「歳入」を生涯間で認めることに対する批判が反映されている。庶民院は、それより先の90年4月1日に戦費として120万ポンドの供与を議決したが、このうち100万ポンドは「歳入」を担保とする借入(anticipation)によるとされた。生涯間消費税を担保に25万ポンド、4カ年限りの関税を担保に50万ポンド、世襲的消費税を担保に25万ポンドを借り入れる。残りの20万ポンドは、「歳入」外の人頭税によるとされた。戦費として議決された120万ポンドの供与のうち、「歳入」から借入担保とされるのは最大60万ポンドで、残りの60万ポンドは文政費として残されるものと国王と宮廷は考えていた。にもかかわらず「歳入」の大半が戦費借入の担保とされ、ウィリアム三世が待ち望んだ「歳入」は、戦費として用途を限定されて裁量権はなく独立的とは言

56) *PH*, v, p.553.

57) *PH*, v, p.560.

58) *PH*, v, pp.558-9.

59) *PH*, v, pp.563, 572-3(シーモア)、565-6(クラージス).

60) *CJ*, x, p.359.

い難いものであった。「独立的歳入」の影を得たに過ぎなかった。⁶¹⁾

新国王への「歳入」がその第1議会第1会期によく確定されたが、それは実体のない影でしかなかった。本来、「歳入」は国王独自の収入であり、混合・均衡体制における国王の独立を裏付けるものであった。その用途は国王の裁量によるのであって、議会の容喙を許さないものであるはずであった。生涯間の収入を数カ年に限定したり、恩顧的下賜を制限したり、「歳入」を戦費借入れの担保にしたり、世襲的収入を議定のものにしようとしたり、経常的戦費と文政費の境界を無視したり、これらは議会による国王（大権）の独立の侵害そのものであった。それを強いたものは、名誉革命による議会権限の強化であったことは否定できない。しかし、議会による越権的干渉と見えるものも、ウィリアム三世自身が黙認さらには促進した面もあった。フランスの膨張主義に対する戦争とジェームズ二世を擁するアイルランドの征討はウィリアムの生涯の課題であった。しかしそれは巨額の戦費を避けがたいものにした。国王は、自らの財政的独立を守る抵抗をしながらも、基本的にはそれを犠牲にしてでも入手しうるあらゆる財源を戦争に集中せざるを得なかった。「独自の歳入」に対する議会の越権的干渉に抵抗しつつも、軍事費について議会に依存せざるを得なかった。国王大権を議会の権限の犠牲にし、「独自の歳入」の不可侵性を犠牲にしていった。それは国王の本意な敗走ばかりを意味しなかった。ウィリアム三世は、フランスの膨張政策と戦うヨーロッパ全体の旗手でありそれを生涯の責務としていた。またアイルランドはジェームズ二世を擁し、自己の権力を真近くで脅かしていた。戦争がウィリアムをして財政における議会の優越を結果的に受け容れさせた。とりわけ、重要なのは、「歳入」が文政費（シヴィル・リスト）と経常的軍事費の両方を賄うべしという原則を戦争が崩壊させたことである。文政費として60万ポンドを確保し、残額が戦費に充てられるというのが財政当局大蔵省の考えであった。しかし、戦争の切迫性によって、「歳入」は軍事費として消尽され、圧迫された文政費はその支払いが滞った。1692年には文政費のほぼすべての支払いが止まった。⁶²⁾ 軍事費による際限ない「歳入」浸食は、財政における国王の独立を犠牲にして議会の優越を結果した。

「歳入」中に占める戦費の割合は止むことなく増大し、シヴィル・リストはやせ細るばかりであった。1694年に5年間更新された関税もその収益の内年額30万ポンドが戦費に充てられた。⁶³⁾ ウィリアム三世第2議会第1会期で(1695年11月)、「シヴィル・リストの状態はひどく、

61) *CJ*, pp 357,362,364.レイタンは、ウィリアムはこの法案を拒否したとしている。国王の「独立の収入」を担保に戦費という用途指定までした借入が議会の権限によってなれたことは国王大権の二重の毀損であったと言える。Reitan, 'From Revenue to Civil List', p.582.

62) *ibid.*, p.582.

63) *CJ*, xi, p. 224.

貴兄らが事態を憂慮しない限り朕の自存はかなわない」と、国王はシヴィル・リストの窮状を訴え自らの生計を成り立たせる措置を議会に求めた。⁶⁴⁾ 議会はこれに応え、シヴィル・リストの必要を満たすために 515,000 ポンドの借入をすることを決めた。この内 7 万ポンドは新関税と世襲的収入の残額などを担保に借り入れられることになった。この世襲的収入は消費税と郵便収入であり、世襲的収入への議会の浸蝕の最初のものであった。⁶⁵⁾ この浸蝕に対して、世襲的収入に既得権を主張する年金受給者や銀行家債券保有者から不安の声が出されたが、議長のリフォーリーは聞き入れなかった。⁶⁶⁾ 第 2 議会第 2 会期でも 1696 年 10 月にウィリアムは、再度シヴィル・リストの補強を議会に求め、同じ要求を 1697 年 2 月にも繰り返している。⁶⁷⁾ 国王は、年々の軍事費について議会に依存するようになっていたが、戦費に圧迫される文政費（シヴィル・リスト）についても 1696 年の議決にもとづく 1697 年の最初のシヴィル・リスト法が成立するまでに、年々議会の支援に依存するようになっていた。⁶⁸⁾ 97 年までは、国王は「年ごとの国王 an annual King」であったのである。国王の「独立した歳入」という原則はほぼ消失し、財政における議会の優越はほぼ確立した。それは名誉革命によるというより対フランス戦争とアイルランド征討によってであった。

五．「国王の影響力」批判と地方派

「独立した歳入」は、文政費（シヴィル・リスト）と経常的軍事費を含み、国王の裁量的支出がなされるべきのものであった。対フランス戦争の戦費の圧迫は文政費を浸蝕し国王の裁量権を不全にした。文政費（シヴィル・リスト）の浸蝕は、その収入を当てにしている債権者を脅かすとともに、官職給与や年金を当てにしている「寄生者」を不安に陥れた。シヴィル・リストは「国王の影響力」の重要な財源であった。国王を支持する「宮廷派」（サンダーランドら）は、シヴィル・リストによる官職や年金の散布によって形成された。これに対する反作用として「地方派」（リフォーリーやハーレーら）は「国王の影響力」に批判を加えた。批判は、「官職法 (Place Bill)」と「三年議会法 (Triennial Act)」とシヴィル・リスト会計の議会による監査の三点でなされた。⁶⁹⁾ 「官職法」は、国王から有給の官職や地位を得ている者や年金受給者が議員にな

64) *ibid.*, p.339.

65) 7&8Will.IIIc.30, in *Statute of Realm*, vol.7, p.127 長谷田、前掲書 189 頁。金子、前掲稿 8-10 頁。

66) *CJ*, xi, pp.550-1.

67) *ibid.*, p.566.

68) Reitan, 'From Revenue to Civil List', p.583. 佐藤、前掲書、154 頁。

69) 松村・富田編『英米法辞典』（2000 年）、当該項目参照。「国王の影響力」に対するトーマス・ペインの

ることを禁ずるもので、1694年に両院を通過したが国王の拒否権発動によって成立を阻まれたものの、後述の1701年の「王位継承法」で立法化がなされた。前の議会解散後、三年以内に新たな議会が召集されなければならないとする三年議会法は1641年と1664年に前例があったが、1694年のものは新たに一議会在三年以上続いてはならないことも定め、これをウィリアム三世は受け入れた。ウィリアムの譲歩は、切迫する戦費を議会に依存していたためである。有給の官職や地位を得ている者や年金受給者の資金源であるシヴィル・リストは地方派の格好の攻撃対象であった。国王からの地位や年金に無縁の「地方派」は、戦費のための重税の時期に、「寄生者」への恩顧は控えられるべきであると批判した。この批判によって国王の議会に対するシヴィル・リスト補強の要求は、容易に議会の受け入れるところとはならなかった。1691年、チャールズ・セドレーの次の発言は議会の意向をよく表している。「われわれは（国王）に奏上すべきである。戦争と国家危急の折に、どの年金が過多であり、どの官職が廃止されるべきであるか、を。政府が心臓を病んでいるのに顔では元気そうにするのは不面目なことである。」⁷⁰⁾

地方派は、「国王の影響力」の根源であるシヴィル・リストの会計の精査・監査を始めた。地方派の司令塔として会計監査委員会が1691年1月に設立され、12月に報告書を出した。報告書は、国王の収支の詳細を明らかにし、そこで官職と年金の被授与者の名前と金額が公開され、さらに各部局の経理の杜撰さ、官職給与や大使待遇の過大さ、諜報費の秘匿などが明らかにされた。報告書は、「国王の影響力」の根源における浪費と腐敗を明らかにし、これを受けて議会は、シヴィル・リストからの給与の上限を年額500ポンドと定めた。⁷¹⁾同様の報告書が1692年にも出され、さらに、1693年の会計監査委員会も、「『歳入』その他から議員に支払われたか支払われることになっている全ての年金・給与・金銭」の会計報告を出している。⁷²⁾この報告は、「腐敗した影響力」に対する批判に油を注ぎ、官職法と三年議会法を支持する議論に勢いを与えた。⁷³⁾第一議会第6会期（1694-95年）でも、庶民院はシヴィル・リスト支出への監視を強め、1695年2月に、シヴィル・リストの支出を制限する決議を上げ、それによって大半の支出の上限を現行のもの以下に抑えた。⁷⁴⁾

次の指摘を見よ。「王は官職の任命権によって下院（憲法の共和制的要素）の権力を巧に吸収し、その長所を台なしにしてしまった・・・もうイギリス憲法にはうんざりだ。なぜかと言うと、王政が共和政を毒し、王が下院を独占したから。」小松春雄訳、『コモン・センス』岩波文庫、40-41頁。

70) *PH.v*, pp.562-3.

71) *ibid.*, p.682; *CJ.x*, pp.583ff.

72) *CJ.xi*, p.25.

73) *PH.v*, p.807.

74) *CJ.xi*, pp.242-3. Thomson, *op.cit.*, p.202. トムソンは1695年の庶民院の活動は、一過的なものに止まりそ

対フランス戦争（「九年戦争」）が、1697年9月のリスウィックの講和で終結し、12月に第二議会第3会期が開かれた。この議会でも、国王の独立的「歳入」の問題が、主要議題の一つであった。ウィリアムは、9年の戦争のなかで「年ごとの国王」になっている事実をなじり、またしても独立の財政基金の要求を行った。議会に向かって、「歳入」の公的目的（＝戦争）への支出によって、シヴィル・リスト資金が枯渇してしまったから、「生涯間朕を支える」手段をとるよう要請した。⁷⁵⁾ ウィリアムの政治顧問として仕えたサンダーランドは、戦時を経てウィッグとトーリの双方から疎遠となり、とりわけ過激な「地方派」は、サンダーランドを専制政治の代理人・腐敗政治の首謀者として攻撃した。トーリ幹部は過激な「トーリ地方派」による攻撃を抑えることができず、ウィッグも国王に生ぬるい支持をするだけであった。議会内「地方派」の攻撃を受け、サンダーランドは、1697年に政府を去った。⁷⁶⁾ 議会は、サンダーランドを除くことによって、かれが握っていたシヴィル・リストと常備軍を結び付けて、その腐敗を一層強く追及した。国王の「独立的歳入」の要求が受け入れられるには厳しい状況であった。

六．最初のシヴィルリスト法

王政復古期の「歳入」は、文政費と経常的軍事費の双方を含み、国王即位時に終身のものとして議会から承認された。名誉革命後、毎年10～12月に会期が開始され次年度予算の提出と審議が翌年の4～5月までなされる毎年議会が定着していた。⁷⁷⁾ ただ、この原則は、文政費については適用されず、常備軍の費用を含む経常的軍事費について厳しく適用された。常備軍については、1697年12月11日に、それを1680年水準に減らすべきという動議がハーレーから出され、それが承認されている。⁷⁸⁾ 常備軍の縮小とそれを賄う経常的軍事費を終身ではなく年々議会承認するものとしたことは、ウィリアムが甘受した苦い敗北の最たるものの一つであった。この「敗北」によって経常的軍事費について国王は「年ごとの国王」となったのである。経常的軍事費について減額したうえで毎年承認を要するものとするという厳しい措置を取った議会は、シヴィル・リストについては比較的緩やかな措置を取り、97年12月21日にシヴィル・

の決議は法制化されず、国王の経常的支出を全体として規制する考えは放棄され、国王の裁量権の余地がなくなることはなかったとしている。

75) *CJ*, xii, p1.

76) J.P.Kenyon, *Robert Spencer Earl of Sunderland 1641-1702* (1958), pp.293-8.

77) 佐藤、前掲書、84頁。

78) *PH*, v, p.1167.

リストとして生涯年間額 70 万ポンドを議決した。それまでの年 60 万ポンドより増額されたのは、ジェームズ二世 2 番目の王妃メアリ・オブ・モデナに対する割当金 5 万ポンドその他による。97 年 12 月の決議に基づいて、最初のシヴィル・リスト法が 98 年 7 月に成立した⁷⁹⁾ 世襲的収入（世襲的消費税・世襲的郵便収入他）と生涯間消費税と生涯間関税から 70 万ポンドが調達されることとなった。収益が 70 万ポンドを超えた場合、超過分は議会の同意なしで用いることが禁止された。⁸⁰⁾ 軍事費は年々の承認を要したが、シヴィル・リストは生涯年間 70 万ポンドが認められた。革命以来議会に求め続けていた終身の「独立した収入」をウィリアムは初めて手にした。文政費（シヴィル・リスト）のみが終身で、軍事費は終身のものではなかった。「ケーキの半分」（レイタン）ではあったがとにかく王的「独立」は得た。ここに、国王は即位以来の「年々の国王」から「終身の国王」になった。即位以来戦った九年戦争終結の三ヶ月後のことである。「歳入」がシヴィル・リストに減縮されるという犠牲を払ってのことである。

九年戦争終結後ウィリアムの側近サンダーランドが失脚し、彼が作ったウィッグ・ジャント政権は 1700 年までにロバート・ハーリー主導のトーリ・地方党に政権を譲り大蔵卿にゴドルフィンがついた。⁸¹⁾ 1701 年 2 月にウィリアム三世第 4 議会第 1 会期が召集され、主要議題は「王位継承法 (Act of Settlement)」（1701 年 5 月成立）と再度の対フランス戦争であるスペイン継承戦争であった。ただ、トーリ・地方党はこの議会でウィッグの政敵の弾劾とウィッグが作成したシヴィル・リストの削減に精力を注いだ。庶民院が入手したシヴィル・リスト会計の詳細によって、その年収益が当初考えられていた 70 万ポンドを大きく超える 780,299 ポンドであることが明らかになった。⁸²⁾ 議会はシヴィル・リスト収入から年 192,400 ポンド（週約 3,700

79) H.Horwitz, *Parliament policy and politics in the reign of William III* (1977), pp.224,227. *CJ*, xii, p.14. メアリ・オブ・モデナへの割当金はリスウィックの和約に盛り込まれたウィリアムの義務であった。またこの時の論議で、ウィッグ首脳チャールズ・モンタギューはシヴィル・リストには常備軍の費用は含まれないことを明言している。

80) 9 William III, c.23 (An Act for granting to His Majesty a further Subsidy of Tunnage and Poundage toward raising the Yearly Sum of Seven hundred thousand Pound for the Service of His Majesty, Household & other Uses therein mentioned during His Majesties Life), 長谷田、前掲書、198-200 頁、佐藤、154-7 頁、金子、前掲稿、14 頁。

81) Kenyon, *op.cit.*, p.320. 浜林、前掲書、255 頁。

82) 83) 1 Anne, c.1. in *Statute of Realm*, vol.8, p.4. Thomson, *op.cit.*, p.202; Reitan, 'From Revenue to Civil List', p.587. ウィリアム 3 世は 1697 年シヴィル・リスト法によって初めて法制化したシヴィル・リストを受領したが、法定 £70 万を超える部分の消費権は議会にあるとされ、ウィリアム最後のシヴィル・リスト法 1701 年法によって（超過分規定は撤廃されたもの）£19 万を「公的目的」に費消することが決められ、国王の「独立の収入」は決定的な毀損を受けた。「この欺瞞的な法制化と策謀のすべての結果は、議会が事実上シヴィル・リスト収入の主要部分を手に入れその用途決定権を篡奪したことであり、しかもこれがウィリアム治世の残りの期間に十分なるシヴィル・リストを用意すると言明した舌の根が乾かぬうちになされたのである。」ショーのこの指摘は正鵠を射ていよう。 *Calendar of Treasury Books*, introduction to Vols. XI-XVII, W.A. Shaw, (1934), pp.xxx, 長谷田、前掲書、199 頁。12&13 Will.III, c.12.

ポンド)を公的目的に回した。⁸³⁾ スペイン継承戦争は1702年4月に始まったが、前年(1701年9月)の「大同盟」締結時からすでに戦闘行為は行なわれていた。ウィリアム三世のシヴィル・リストの一部は公的目的すなわち対フランス戦費に回され、これによってその額は以前の年60万ポンドに戻った。戦費に「私費」を回したのである。翌1702年3月、ウィリアム三世は事故死した。

七. 「独立の国王収入」の浸蝕と存続

スペイン継承戦争の戦費の一部がシヴィル・リストから出され、その独立性が浸蝕されたが、さらなる浸蝕が王領地と裁判官給与の部門で行われた。王領地は最も古いシヴィル・リストの財源であったが、それが恩顧配分政策の資源ともなって「国王の影響力」を支えていた。それを抑制するために、国王の王領地譲渡権を制限する条項が1701年5月の「王位継承法」の中に盛り込まれた。その条項は次のようである。「イングランド、スコットランド、アイルランド…以外で出生した者は…国王から、土地、保有産、または相続産の権利付与を受けることはできない。」⁸⁴⁾ さらに1702年2月に、王領地で残っているものの譲渡を禁止する法案が用意されたが、これはウィリアムの他界によって一旦中断した。しかし、アン女王のシヴィル・リスト法に盛り込まれ、王領地譲渡が永久に禁止された。⁸⁵⁾ 王領地は「国王私財」の中心的存在で、財政的資源と恩顧的資源の二つながらの意義を持って国王の独立の支柱をなしていた。議会が法律をもって国王の王領地譲渡を禁止するのは、「国王私財」の公財化であり、国王裁量権の剥奪であり、要するに国王大権の毀損を意味した。⁸⁶⁾

in *Statute of Realm*, vol.7, pp.723-24. この法は、銀行家債務の最終措置を含んでおり、その債務額を実際の半額と定めた。ウィリアム三世最後の2年間のシヴィル・リストは再度£78万余に達していたが、本文通り£19万が戦費に回り旧来の£60万になっておりレイタンがこの額を£70万としているのは誤りと思われる。Reitan, 'From Revenue to Civil List', p.587, n.103. ウィリアムがその他界時に遺したシヴィル・リストにかかる負債£813,379の大半は返済されることがなかった。 *Calendar of Treasury Books*, introduction to Vols. XI-XVII, pp. x. xli.

84) 高木八尺他編『人権宣言集』岩波文庫、95頁。

85) 佐藤、前掲書、159頁。金子、前掲稿、3、17頁。「一四八五年ボズワスの戦いの直後に、ヨーク朝諸国王によりなされた譲与が取り消された。これは一七〇〇年にウィリアム三世が自らなしたアイルランドの土地の全譲与を取り消す議会制定法に同意することを強制された際に用いられた、取戻しのための議会制定法の最後の先例であると私は信じている。」メイトランド(小山貞夫訳)『イングランド憲法史』(1981年)573頁。

86) 酒井重喜「17世紀イギリスの王領地改革と恩顧制度」『熊本学園大学経済論集』22-1・2(2015年)。明治22年の明治憲法発布前年の明治21年から設けられた御料林は昭和21年の新憲法発布翌年の昭和22年に国有林に転換された。これは、議会法である1701年の「王位継承法」によるイギリス王領地の譲渡(下賜)

国王大権の毀損は、裁判官の給与についても見られた。国王は、その大権によってシヴィル・リストの世襲的収入から裁判官給与を支弁しもってその任免権を有していた。この国王管轄権を侵して議会の管理下に置く法案が、1692年に出された。ウィリアム三世はこれを王固有の世襲的収入の処分権に対する侵害であるとして一旦否認した。しかしウィリアムは結局折れて、「王位継承法」は、「裁判官の任命は、『罪過なきかぎり』[続くもの]としてなされるべきであり、その俸給は、定額として不動のものとする」と定めた。⁸⁷⁾ 裁判官の任免という国王大権が議会の管理下に移されることになった。このように、王領地の譲渡権と裁判官への給与権・任免権が議会によって剥奪され、国王の「独立のシヴィル・リスト」の侵食は一層進み、その独立性はやせ細っていった。

1702年に即位したアンに対して議会は、ウィリアム三世他界時と同額の生涯間のシヴィル・リストを議決した。アン女王の治世は時期的にスペイン継承戦争と重なっており、女王は自発的に、議決されたシヴィル・リストから最初10万ポンドを、その後は漸減的な額を戦費に回した。⁸⁸⁾

ウィリアム三世のシヴィル・リストは、「国王は自活すべし」という古来の原則のなごりを留めていた。復古王朝の二人の国王は、文政費と経常的軍事費のすべての経常費を賄う「歳入」を自前の世襲的収入と議決による生涯間収入から得た。戦時の追加的戦費と負債については議会在責任を持ち、国王は独自財源としての「歳入」を得て独立性の面目を保ち、復古王朝なりの「混合・均衡体制」が守られた。⁸⁹⁾ ウィリアム三世治下で、対仏九年戦争の圧迫によって経常的戦費と非経常的戦費の区別が消失し、経常費は国王の権威を保つシヴィル・リストのみとなった。それは世襲的収入と生涯間の消費税と生涯間の関税その他を議会から与えられたものであった。議会の議決によるシヴィル・リストというのは、言葉の上で矛盾するものであるが、毎年ではなく生涯間（一部世襲的）の収入が一度に承認されることは国王の議会からの独立を限定的ながら保証するものであった。国王は議会が授与するシヴィル・リストを得る「有給の役人」的存在へと変貌していったとはいえ、終身与えられたシヴィル・リストは、狭義の王室費に加え、文官や大使などの給与や経費さらに機密費や年金支給に充てられ、「国王の影響力」を支え続けた。一方で、ウィリアム治世末期からアンの治世にかけて、裁判官給与・任免権の議会移管や、王領地の譲渡権否定など、「独立した収入」の用途について議会から度々干渉を

禁止と、「国王私財」の公財化という意味で共通するものがあろう。酒井重喜『近世イギリスにおけるフォレスト政策』（2013年）、iii-iv頁。

87) 前掲『人権宣言集』、95頁。

88) *PH*, vi, pp.8-13.

89) Chandaman, *op.cit.*, p.279.

受けてその独立性はなお一層やせ細っていった。ただ、それでもなお終身にして独立的なシヴィル・リストを与えられてその独立性を徳侯のところでなんとか保ち続けた。

国王の特権と議会の特権の二元的均衡が、「国王私財」と課税承認権という二元的財政権によって裏打ちされるという混合王政の中世的二元性は、もとよりそのまま維持されることはかなわなかった。清教徒革命によって中世的「国王私財」（封建的收入・大権的收入・王領地収入）は消失し、王政復古によって議会は其の代替として三大間接税からなる終身の「歳入」を改定「国王私財」として付与した。名誉革命後、議会は1697年にウィリアム三世へ経常的軍事費を除く文政費（シヴィル・リスト）のみを終身的に付与しもって「国王の独立」を最後の一线で保証した。「混合・均衡体制」はまさに徳侯で踏み止まったのである。国王はその後文政費（シヴィル・リスト）に限定された「独立の収入」を用いて議会への「国王の影響力」をなお保持した。これは後にエドモンド・バークの厳しい批判を受けることになる。しかしそれをも乗り越えてなお存続し、「1830年のシヴィル・リスト法」によって初めてシヴィル・リストから公的な文政費を除外して議会へ移管し、私的な王室費のみを残すことになった。ウィリアム四世のもとで、名誉革命後のシヴィル・リストは百数十年の年月を経て「一大終局」を迎える。⁹⁰⁾

90) 金子「シビル、リストの憲法史的考察 -2完 -」148頁。E.バーク、中野好之編訳「現代の不満の原因を論ず」（1770年）68-9頁、「一層効果的に議会の独立と王室費と諸組織の経済改革案を下院に提出するに際しての演説（1780年）」『バーク政治経済論集』2000年。注(1)で示したレイタン(E.A.Reitan)の関連論文参照。

Summary

William III and his Civil List … The supremacy of parliament and the ‘mixed and balanced’ constitution …

The Revolution of 1688-9 established the supremacy of parliament in the English constitution, but the ‘mixed and balanced’ constitution was maintained, if not as it had been. In the reign of William III a new definition of the relationship between the crown and the parliament should be achieved. Parliament saw in control of finance the most effective instrument to limit the power of the crown, while the crown insisted that monarchy could not be maintained its proper place in the constitution without fiscal independence. The outcome was a compromise, in which the crown received an independent income for the Civil List, while parliament assumed responsibility for the military forces and the debt. This compromise of the reign of William III resolved the conflict in the reign of Charles II and James II, and was an important step in the achievement of political stability within the ‘mixed and balanced’ constitution.